資料1

循環器病対策の現状等について(その2)

厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課

予防・啓発に関する現状の取組等について

健康日本21(第二次)の概要

健康増進法 第7条

厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針を定めるものとする。

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針 (健康日本21(第二次)) 厚生労働省告示第四百三十号

健康の増進に関する基本的な方向

- ① 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- ② 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底(NCD(非感染性疾患) の予防)
- ③ 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
- ④ 健康を支え、守るための社会環境の整備
- ⑤ 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康に 関する生活習慣の改善及び社会環境の改善

健康日本21 (第二次) 主要な発症予防と重症化予防の徹底に関する目標(循環器疾患)

項目	現状	目標	
	脳血管疾患	脳血管疾患	
	男性49.5	男性41.6	
①脳血管疾患・虚血性心疾患の年齢調整 死亡率の減少(10万人当たり)	女性26.9	女性24.7	
	虚血性心疾患	虚血性心疾患	
	男性36.9	男性31.8	
	女性15.3	女性13.7	
	(平成22年)	(平成34年度)	
②高血圧の改善(収縮期血圧の平均値の 低下)	男性138mmHg	男性134mmHg	
	女性133mmHg	女性129mmHg	
	(平成22年)	(平成34年度)	
	総コレステロール 240mg/dl	総コレステロール240mg/dl	
	以上の者の割合	以上の者の割合	
	男性 13.8%	男性 10%	
	女性 22.0%	女性 17%	
③脂質異常症の減少	LDLコレステロール160mg/dl	LDLコレステロール160mg/dl	
	以上の者の割合	以上の者の割合	
	男性 8.3%	男性 6.2%	
	女性 11.7%	女性 8.8%	
	(平成22年)	(平成34年度)	
④メタボリックシンドロームの該当者	1,400万人	平成20年度と比べて25%減少	
及び予備群の減少	(平成20年度)	(平成34年度)	
 ⑤特定健康診査・特定保健指導の実施率	特定健康診査の実施率 41.3%	特定健康診査の実施率 70%以上	
の向上	特定保健指導の実施率 12.3%	特定保健指導の実施率 45%以上	
* 기립 -	(平成21年度)	(平成35年度)	

国民や企業への健康づくりに関する新たなアプローチ **<スマート・ライフ・プロジェクト>**



○背景:高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、特定健診等により生活習慣病等を始めとした疾病を予防・早期に発見することで、国民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図り、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現することが重要である。

○目標:「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙」「健診・検診の受診」をテーマに、健康づくりに取り組む 企業・団体・自治体を支援する「スマート・ライフ・プロジェクト」を推進。個人や企業の「健康意 識|及び「動機付け」の醸成・向上を図り、社会全体としての国民運動へ発展させる。

〈事業イメージ〉

厚生労働省



<健康寿命をのばそう!アワード表彰式>

- ○企業・団体・自治体への参画の呼びかけ
- ○社員・住民の健康づくりのためのリーフレットやポスターの提供
- ○大臣表彰「健康寿命をのばそう!アワード」
- ○「健康寿命をのばそう!サロン」による参画団体の交流と好事例の横展開
- ○「いきいき健康大使」による、各種イベントでの健康づくりの呼びかけ

企業・団体

自治体

・メディア・外食産業



- ・フィットネスクラブ
- ・食品会社





社員・住民の健康づくり、禁煙や受動喫煙防止の 呼びかけ、検診・健診促進のためのポスター等に よる啓発 → 社員・住民の健康意識の向上・促進 社内啓発や消費者への啓発活動に利用するロゴマークの使用 (パンフレットやホームページなど)
→ 企業等の社会貢献と広報効果

社会全体としての国民運動へ

次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成等

ナッジ等を活用した自然に健康になれる環境づくり

<新たな手法>:自然に健康になれる環境づくり、行動変容を促す仕掛け

- ○健康無関心層に対して、本人が楽しく無理なく健康な行動をとれるような環境・仕掛けづくりを推進。
- ○スマート・ライフ・プロジェクト(※)等の取組を推進し、ナッジ理論やボランティア等の地域資源の活用の視点も踏まえた事例集の作成や健康寿命延伸に資する優れた取組の表彰等を通じ、好事例の横展開を図る。
- (※)「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙・受動喫煙防止」「健診・検診の受診」をテーマに、健康づくりに取り組む企業・団体・自治体を支援する取組 【目標】
- ・2022年度までにスマート・ライフ・プロジェクト参画団体数を7,000団体とする。

【健康寿命延伸に資する優れた取組の表彰事例】

住んでいるだけで自ずと健康に!「あだちベジタベライフ~そうだ、野菜を食べよう~」(東京都足立区)

- ○糖尿病対策に重点を絞り、区民の生活の質の向上と健康寿命の延伸を目指す
- 平成29年11月の第6回アワード(「健康寿命をのばそう! アワード」)において、「厚生労働省健康局長 優良賞」の自治体部門として、野菜摂取量増加に取り組む足立区を選出。
- 足立区では、区民の野菜摂取量が国の目標より100 g以上少ないというデータに注目。
- 特に区の調査で推定野菜摂取量が少ない世代として判明した20代、30代の男性は外食や中食が多い。
- 区内の飲食店に協力を求め、ラーメンや焼肉を注文しても自ずと食前ミニサラダが出てくるような「ベジファーストメニュー」や、一食で野菜が120g以上摂れる「野菜たっぷりメニュー」などが提供される「あだちベジタベライフ協力店」を置いた。
- ※ この他、「子どもの頃からの良い生活習慣の定着」を目指し、学校給食での啓蒙活動なども実施。







(参考) ナッジ理論:実践行動経済学

- ノーベル経済学賞のリチャード・セイラー氏が提唱。「背中を押したり、肘で軽くつつく」といった意味。
- 選択肢をうまく設計・配置することによって、人の背中を押すように、人々に適切な選択をさせることやその手法を指す。
- イギリスやアメリカでは、政府において「ナッジ・ユニット」が設置され、研究が進んでいる。

(活用事例)

- 男性トイレの小便器に的となる絵を描いて飛散を防ぐ
- 電車で座席に近い色の濃い部分に足を置くように促す
- 駅構内でのスクワットの実施で地下鉄乗車券の配布

特定健康診査・特定保健指導について

○ 特定健診・保健指導は、保険者が健診結果により、内臓脂肪の蓄積に起因する糖尿病等のリスクに応じて対象者を選定し、対象者自らが健康状態を自覚し、生活習慣改善の必要性を理解した上で実践につなげるよう、専門職が個別に介入するものである(法定義務)。

特定健診



健診結果の情報提供

保健指導対象者の選定

医療機関への受診勧奨



初回面接

特定保健指導

【動機付け支援】

【積極的支援】

3か月以上:継続的な支援

実績評価



<特定健診の検査項目>

- ·質問票(服薬歴、喫煙歴等)
- →「かんで食べるときの状態」を追加(2018年度~)
- ・身体計測(身長、体重、BMI、腹囲)、血圧測定
- 血液検査(脂質検査、血糖検査、肝機能検査)
- 尿検査 (尿糖、尿蛋白)
- 詳細健診(医師が必要と認める場合に実施)心電図検査、眼底検査、貧血検査
- →「血清クレアチニン検査」を追加(2018年度~)

<特定保健指導の選定基準> (※) 服薬中の者は、特定保健指導の対象としない。

腹囲	追加リスク	④喫煙歴	対象	
	①血糖 ②脂質 ③血圧		40-64歳	65-74歳
≥85cm(男性) ≥90cm(女性)	2つ以上該当		建物的士福	動機付け 支援
	1つ該当	あり	積極的支援	
		なし		又扳
上記以外で BMI≧25	3つ該当		建场 的士坪	動機付け
	2つ該当	あり	積極的支援	
		なし		支援
	1つ該当			

<特定健診・保健指導の実施率>(目標:特定健診70%以上 保健指導45%以上)

特定健診 受診者数 2019万人 (2008年度) → 2858万人 (2017年度) <u>昨年度比で100万人増</u> 実施率 38.9% (2008年度) → 53.1% (2017年度)

特定保健指導 終了者数 30.8万人(2008年度) → 95.9万人(2017年度)

実施率 7.7% (2008年度) → 19.5% (2017年度)

保険者機能の責任を明確にする観点から、厚生労働省において、全保険者の特定健診・保健指導の実施率を公表する。

(2017年度実績~)



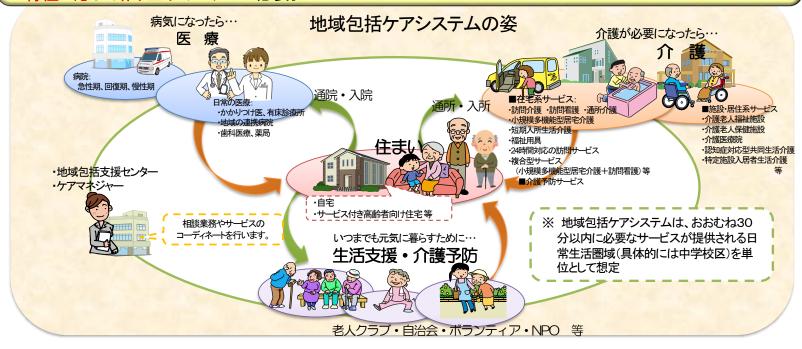
【特定保健指導の運用の弾力化】 (2018 (H30) 年度~:第3期計画期間)

- 〇 行動計画の実績評価の時期を、「6か月以降」から、保険者の判断で「3か月以降」とすることができる。
- 保険者が特定保健指導全体の総括・管理を行う場合、初回面接と実績評価の「同一機関要件」を廃止する。
- 〇 初回面接の分割実施を可能とし、特定健診受診当日に、対象者と見込まれる者に初回面接できるようにする(受診者の利便性の向上)。
- 積極的支援に2年連続で該当した場合、2年目の状態(腹囲、体重等)が1年目より改善していれば、2年目は動機付け支援相当でも可とする。
- 〇 積極的支援対象者に対する柔軟な運用による特定保健指導のモデル実施の導入:保健指導の実施量(180ポイント)による評価に代えて、3か月以上の保健指導による腹囲・体重の改善状況(2㎝以上、2㌔以上)による評価を可能とする。
- │○ 情報通信技術を活用した初回面接(遠隔面接)の推進:国への実施計画の事前届出を廃止し、より導入しやすくする(2017年度~) 等

保健・医療・福祉の取組等について

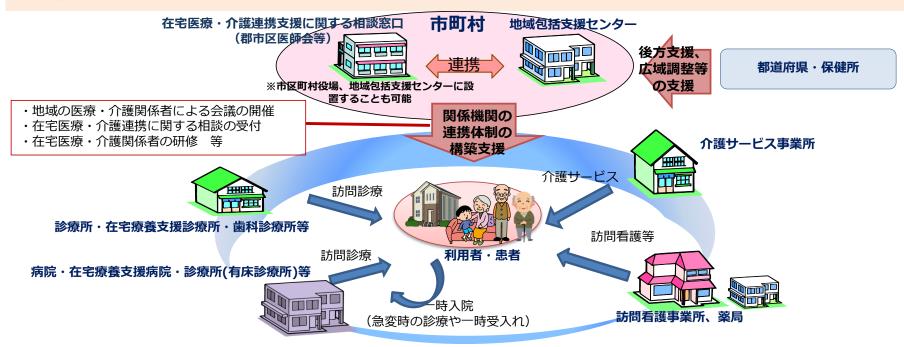
地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する 町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**。
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の** 特性に応じて作り上げていくことが必要。



在宅医療・介護連携の推進

- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関(※)が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要。
 - (※) 在宅療養を支える関係機関の例
 - ・診療所・在宅療養支援診療所・歯科診療所等 (定期的な訪問診療等の実施)
 - ・病院・在宅療養支援病院・診療所(有床診療所)等 (急変時の診療・一時的な入院の受入れの実施)
 - ・訪問看護事業所、薬局 (医療機関と連携し、服薬管理や点滴・褥瘡処置等の医療処置、看取りケアの実施等)
 - ・介護サービス事業所 (入浴、排せつ、食事等の介護の実施)
- このため、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、都道府県・保健所の支援の下、市区町村が中心となって、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進する。



治療と仕事の両立支援のためのガイドライン

疾病を抱える労働者が、職場において 適切な就業上の措置や治療に対する配慮 が行われるよう、企業における治療と仕 事の両立支援の具体的な取組の進め方等 をまとめた「ガイドライン」を作成(平 成28年2月公表、平成31年3月改訂)

【ガイドライン参考資料】

- <u>「疾患別留意事項」</u>を作成(がん、脳 卒中、肝疾患、難病 _{※心疾患は現在作成中})
- 「企業・医療機関連携マニュアル」を 作成(解説編、事例編:がん・脳卒 中・肝疾患 ※平成31年3月時点)



循環器病の患者に対する治療と仕事の両立支援モデル事業

現状と課題

令和2年度予算案 45百万円(新規)

- 循環器病には、発症後の身体機能等の低下や、再発、増悪・寛解を繰り返すといった特性がある ため、これを踏まえた支援の提供が重要である。
- 脳卒中については、脳卒中が発症した場合、手足の麻痺に加え、作業能力等について本人が認識しづらい障害もあり、最終的な復職率は約5割に留まるとされている。また、個人により症状、臨床経過、予後等が大きく異なり、後遺症の性質も様々である。
- 心疾患については、治療後通常の生活に戻り、適切な支援を行われることで職場復帰できるケースも多く存在するが、治療法や治療後の心機能によっては継続して配慮が必要な場合がある。

事業内容

● 循環器病の患者が安心して仕事継続や復職に臨めるよう、循環器病の医療提供を行う医療機関において、両立支援コーディネーターを配置して、各個人の状況に応じた治療と仕事が両立できるよう就労支援を行うモデル事業を実施する。

